

児童福祉施設（幼稚園⇒幼保連携型認定こども園）の整備計画 2

1. 整備概要

No	区 分	内 容
1	意見聴取の内容	聖心第三幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するにあたっての整備計画について（整備期間は令和 4～5 年度の 2 ヶ年）
2	施設の名 称	（仮称）認定こども園聖心第三幼稚園 （現 認定こども園聖心第三幼稚園）
3	所 在 地	横須賀市汐見台 2-16-15
4	設 置 者	学校法人 聖心学園 理事長 本橋 眞道（富士見町 3-8）
5	開 設 予 定 日	令和 6 年 4 月 1 日
6	整 備 の 概 要	①現在の幼稚園型認定こども園を幼保連携型認定こども園に移行するにあたり、現園舎は昭和 43 年に建築され、築 50 年以上が経過し老朽化が進んでおり、また、必置である調理室もないこと等により、全面建替えることとした。 ②賃借する土地（大矢部 1 丁目）に、仮園舎を建築し、在園児を移動させた後、既存園舎を解体し、新園舎を建築する。 ③新園舎完成後、在園児を移動させ、仮園舎を解体する。 ④令和 6 年 4 月より幼保連携型認定こども園として開園する。
7	工 事 予 定期 間 （ 工 事 工 程 ）	①仮園舎工事 : 令和 4 年 9 月 ～令和 4 年 12 月中旬 ②既存園舎解体工事 : 令和 5 年 2 月 ～令和 5 年 3 月末 ③新園舎本体工事 : 令和 5 年 4 月 ～令和 6 年 1 月中旬 ④園庭等外構工事 : 令和 5 年 11 月～令和 6 年 1 月中旬 ⑤新園舎使用開始 : 令和 6 年 2 月 ～ ⑥仮園舎解体工事 : 令和 6 年 2 月 ～令和 6 年 3 月末
8	施設の概要	敷地面積 1024.84 m ² （自己所有地）
		建築面積 348.88 m ²
		延べ床面積 823.16 m ²
		構造・階数 鉄筋コンクリート造 3 階建て （現園舎 2 階建て）
9	令和 6 年度の定員	80 人 【現在の認可定員 134 人 利用定員 70 人】 （参考）令和 4 年 3 月 1 日現在の実利用児童数 3 才 15 人、4 才 24 人、5 才 22 人の合計 61 人
10	令和 6 年度の子どもの内訳及び学級数	【1 号 60 人(60)】3 才児 20 人(20)、4 才 20 人(20)、5 才 20 人(20) 【2 号 17 人(10)】3 才 5 人(3)、4 才 6 人(3)、5 才 6 人(4) 【3 号 3 人(0)】0 才 0 人(0)、1 才 0 人(0)、2 才 3 人(0) 【学級数】3 学級【3 才児 1 学級、4 才児 1 学級、5 才児 1 学級】
11	令和 6 年度の職員	【配置基準上、保育教諭は常勤換算で 7 人(7)以上】 園長 1 人、副園長 1 人、保育教諭 12 人、運転手 1 人、運転手兼用務員 1 人、

		学校医 1 人、学校歯科医 1 人、学校薬剤師 1 人【合計 19 人】 ※（ ）内の数字は令和 3 年度の人数 ※保育教諭は常勤換算後の人数 なお、調理は業者委託予定
12	設 備 等	保育室等 5、遊戯室 1、職員室兼保健室 1、調理室 1、職員休憩室 2、 便所 8（園児用 4・職員用 4）、シャワー設備 1、子育て支援相談室 1、 駐車場 3 台 等 【園庭】416.4 m ² （必要園庭面積 409.9 m ² ）
13	施 設 整 備 費	【総 事 業 費】591,600,000 円（税込み） （内訳）工 事 費 433,000,000 円 解体工事費 16,000,000 円 仮設工事費 87,600,000 円 園庭・外構工事 15,000,000 円 設計・監理料 35,000,000 円 そ の 他 5,000,000 円 【補助予定額】約 267,620,000 円 （内訳）国庫補助金 約 203,870,000 円 市 補 助 金 約 63,750,000 円 【自 己 資 金】約 323,980,000 円
14	資 産 の 状 況	総資産額約 32 億 2600 万円（令和 3 年 3 月 31 日現在）
15	そ の 他	施設整備に係る庁内関係各課との協議においての課題等は特になし

設置者や現在運営している施設等の沿革	
（昭．29）「聖心第一幼稚園」及び「聖心第二幼稚園」開園 （昭．41）学校法人聖心学園となる （昭．43）「聖心第三幼稚園」開園 （昭．52）「聖心桜が丘幼稚園」開園 （平．29）「聖心桜が丘幼稚園」が幼保連携型認定こども園に移行 （平．30）「聖心第一幼稚園」及び「聖心第二幼稚園」が幼稚園型認定こども園に移行 （平．31）「聖心第三幼稚園」が幼稚園型認定こども園に移行	

2. 整備に係る補助について

（１）目的

教育・保育の充実や待機児童の解消を図るため、既存の認定こども園の充実や新たに認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所を支援するもの。

（２）対象者

市内の認定こども園に移行する幼稚園、保育所又は認定こども園の施設を整備する学校法人又は社会福祉法人。

（３）対象事業

国の保育所等整備交付金交付要綱及び認定こども園施設整備交付金交付要綱に規定する幼稚園、保育所、認定こども園に関する施設整備事業。

（４）補助額

本市が対象経費の実支出額の合計額と補助基準額を比較していずれか少ない方の額の 4 分の 3 を限度とした額を補助する。